

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、男女が男女共同参画の視点を持って主体的に社会のあらゆる分野に参画していくことができる環境が整備されなければなりません。

その際、物事が決定された後に参加するのではなく、政策の立案や方針決定をする過程にも男女が責任を持って共にかかわり意見や考え方を反映させることができるようにするため、政策・方針決定過程の場への女性の更なる参画を促進する必要があります。

家庭、地域、職場などあらゆる場面において男女共同参画を推進するためには、男性の理解を促進する必要があることから、男性の固定的役割分担意識からの脱却や長時間労働の抑制などの働き方の見直し、男性の家事・育児や地域活動などへの参画促進について男性に対する意識啓発や支援、事業者・団体への働きかけを進めます。

また、子どもが将来を見通した自己形成を行い、個性と能力を發揮できるように育てていくため、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進します。

さらに、地域における男女共同参画を一層推進するため、県民・事業者・団体が、男女共同参画の視点を持って地域の様々な課題を解決するための取組を促進します。

〔現状と課題〕

男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に個性と能力を発揮して、社会のあらゆる分野に参画するとともに、特に、政策や方針の決定の場に男女が共同参画し、意見や考え方を反映させていくことが重要です。

近年、社会の様々な場への女性の参画が進んでおり、本県においても、初の女性市長、女性副知事が誕生するなど、政治や企業、官公庁の政策・方針決定の場で女性が活躍するようになってきました。

しかしながら、指導的地位に女性が占める割合が未だ低く、女性の意見や考えを十分に反映しているとはいえない状況にあります【図 30～34】。中でも、本県の審議会等における女性委員の割合については、平成 21 年度末現在で 30.4%となっており、平成 12 年度末現在 22.6%から 7.8 ポイント上がりましたが、未だ全国平均を下回っていることから、女性委員の登用促進に向けた取組の一層の強化が課題となっています。

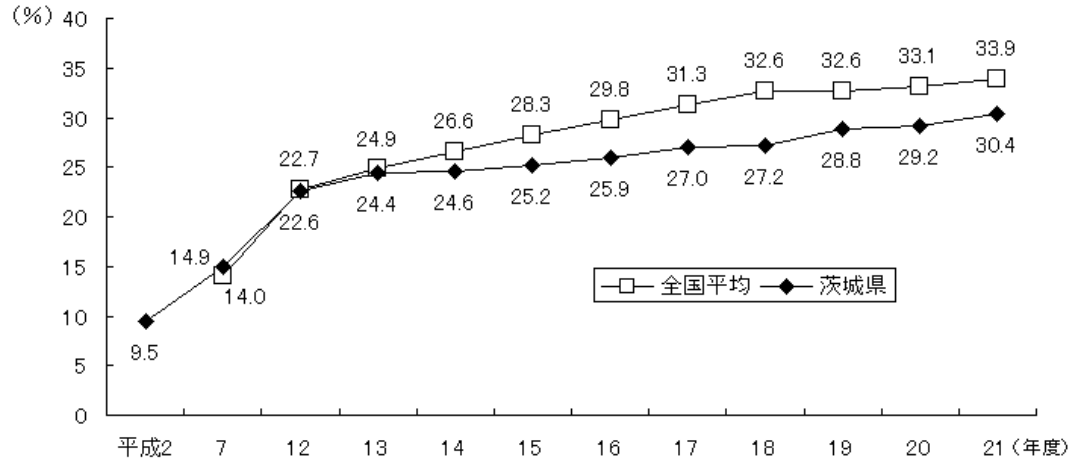
今後、社会のあらゆる分野の政策・方針決定過程への女性の更なる参画に向けて、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）（※注 10）をはじめとする様々な取組について、県が率先して進めていくとともに、市町村・事業者・団体のトップ層に対する働きかけや支援を推進していくことが必要です。

また、関係機関や地域団体と連携をしながら、地域の抱える様々な課題解決に向けて実践的な行動ができる人材の育成や掘り起こしを一層進めていくとともに、そうした人材に対して新たな社会参画をするための機会を提供していくことが必要です。

※注 10 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

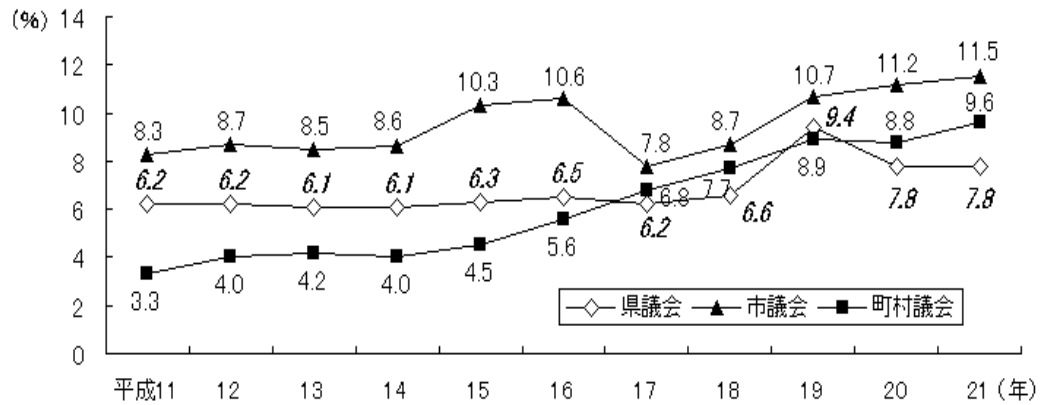
様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

【図 30】 目標の対象である審議会等における女性委員割合の推移（茨城県及び全国平均）



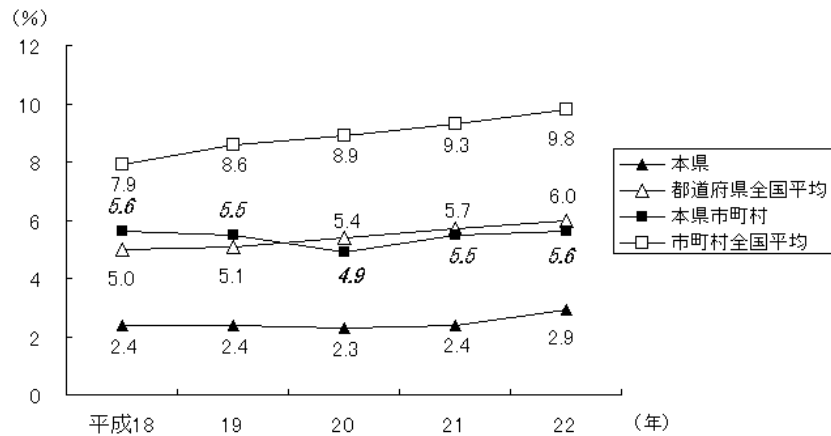
(出典) 「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(内閣府男女共同参画局) (各年原則3月31日現在) より作成

【図 31】 県及び市町村議会における女性議員の割合の推移（茨城県）



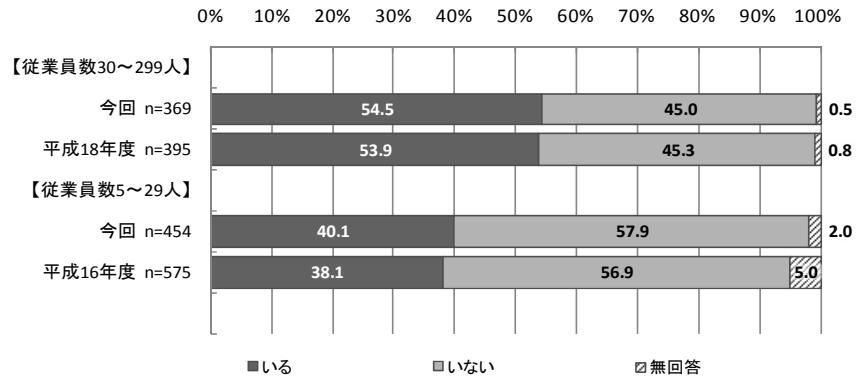
(出典) 「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(内閣府男女共同参画局) (各年12月31日現在) より作成

【図 32】 公務員の女性管理職（本庁課長相当以上）の割合



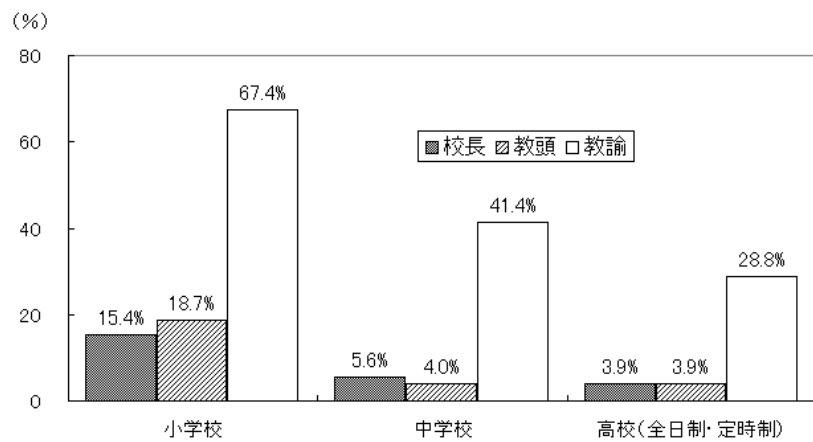
(出典) 「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(内閣府男女共同参画局) (各年原則4月1日現在) より作成

【図 33】女性管理職がいる民間企業の割合（茨城県）



(出典) 平成 21 年男女共同参画推進状況調査報告書 (県女性青少年課)

【図 34】教員の女性管理職の割合（茨城県）



(出典) 学校基本調査 (県統計課) (平成 22 年 5 月 1 日現在)

【施策の方向1】県における政策・方針決定過程への女性の参画促進

1 県審議会等への女性の参画促進

県審議会等への女性の参画促進に向けた積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に取り組み、女性委員割合の目標値を設定し、その達成に向けて推薦団体への協力要請や職務指定の見直しなどを進めます。

2 意識啓発、女性の人材育成等

政策・方針決定過程への女性の参画に向けた意識啓発や人材育成、掘り起こしを進めるとともに、女性の人材情報の提供を充実します。

3 女性県職員の職域拡大・管理職の登用促進

女性の行政職員、教職員、警察職員などの職域拡大や管理職への登用を積極的に進めます。

4 女性の県政への提言などの機会の充実

女性の県政に対する関心を高めるとともに、その意見、提言を聴く機会の充実を図ります。

【施策の方向2】市町村における政策・方針決定過程への女性の参画促進

1 市町村への働きかけ・支援

市町村における審議会委員などへの女性の参画促進や女性職員の職域拡大・管理職への登用が進むよう働きかけや情報提供などの支援を行います。

【施策の方向3】事業者・団体における女性の参画促進

1 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）推進に向けた働きかけ

事業者・団体に対し、女性の管理職や役職への登用促進などの積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に向けた取組について働きかけを行うとともに、先進的取組や指導的地位に立って活躍している女性のロールモデル（※注 11）などの情報の収集・提供を充実します。

2 女性の意識啓発等

女性に対して指導的地位に立つための意識啓発や支援を充実します。

※注 11 ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考となる事例をいいます。

〔現状と課題〕

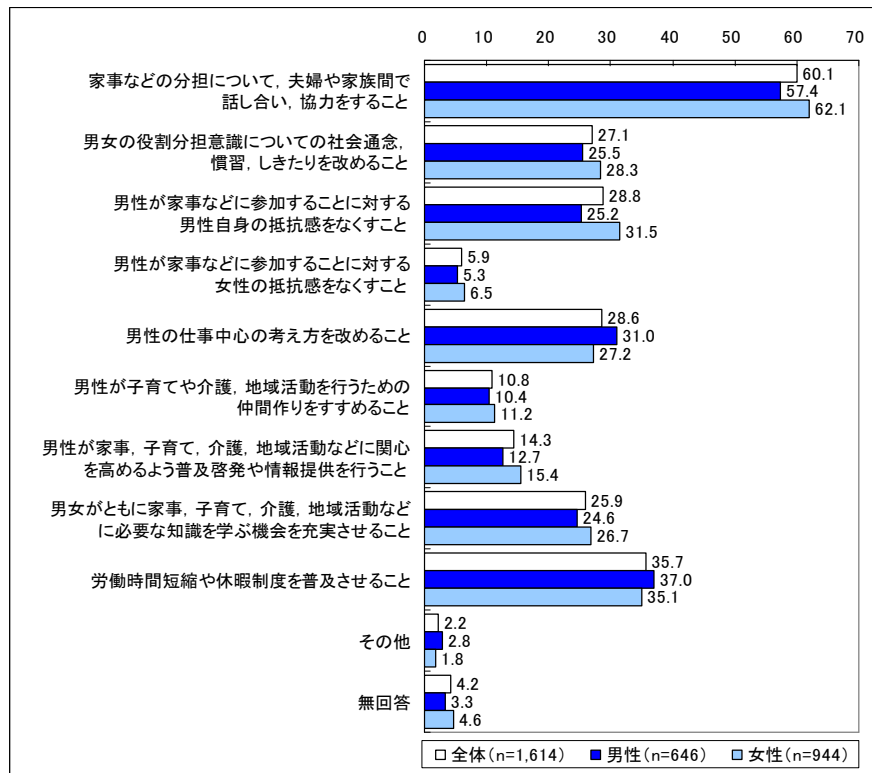
多様な生き方を尊重し、すべての人が家庭、地域、職場などあらゆる場面で活躍できる社会にするためには、男女共同参画を男性の視点から捉えることは不可欠です。

県民意識調査によると、性別による固定的役割分担意識は女性より男性の方が強く持っていることが分かります【図 24 (p24)】。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や身近な地域における取組などを推進するためには、そのような男性の固定的役割分担意識からの脱却や長時間労働の抑制などの働き方の見直し、男性の家事・育児や地域活動などへの参画促進について男性の理解を深めていく必要があります。

また、県民意識調査によると、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこととして、「家事などの分担について、夫婦や家族間で話し合い、協力をする事」(60.1%) が最も高く、次いで「労働時間短縮や休暇制度を普及させること」(35.7%)、「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」(28.8%)、「男性の仕事中心の考え方を改めること」(28.6%) などという結果になっています【図 35】。

このようなことを踏まえ、男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任の理解促進や家庭・地域などへの男性の参画を重視した広報・啓発や学習機会の充実などの支援を進めていく必要があります。

【図 35】 男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこと（茨城県）



(出典) 平成 21 年茨城県男女共同参画社会県民意識調査報告書 (県女性青少年課)

【施策の方向1】 男性の家庭や地域への参画に向けた意識啓発， 支援

1 男性の理解促進・意識啓発

男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進するとともに、男性の性別による固定的役割分担意識の解消や男性の仕事優先の考え方の見直し、家事、育児、介護などの無償で行われている労働を適正に評価して男女が分担し合うことなどについて意識啓発を行います。

2 男性の子育てや介護， 地域活動への参加支援

男性の子育てや介護， 地域活動などへの参加を支援するため、男性に対する相談助言やセミナーを実施するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） や子育て， 地域活動などを実践している男性のロールモデルの収集・提供を充実します。

【施策の方向2】 事業者・団体に対する働きかけの推進， 県の率先的な取組

1 事業者・団体のトップへの働きかけ

男性が地域社会へ参画し男女共同参画を実現するため、長時間労働の抑制、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、育児・介護休業制度などの両立支援制度を利用しやすい職場環境づくりについて事業者・団体のトップ層への働きかけを推進します。

2 管理職， 役員に対する意識啓発

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） や育児， 介護， 地域活動などの実践について事業者・団体・学校などの管理職， 役員に対する意識啓発を行います。

3 男性県職員の育児休業等の取得促進

男性県職員に対し、配偶者の出産にかかわる支援や育児参加を促進するため、子どもの出産前後における休暇及び育児休業の取得促進を図ります。

4 県職員の時間外勤務の縮減

県職員の時間外勤務の縮減を進め、育児， 介護， 自己啓発， ボランティアなどのための休暇・休業制度を利用しやすい職場環境づくりに努めます。

重点課題 3

子どもにとっての男女共同参画

〔現状と課題〕

男女共同参画社会を実現するためには、子どもの頃から男女共同参画についての正しい理解や自立の意識を持つことが大切であり、そのためには、学校や家庭における教育・学習の果たす役割は極めて重要です。

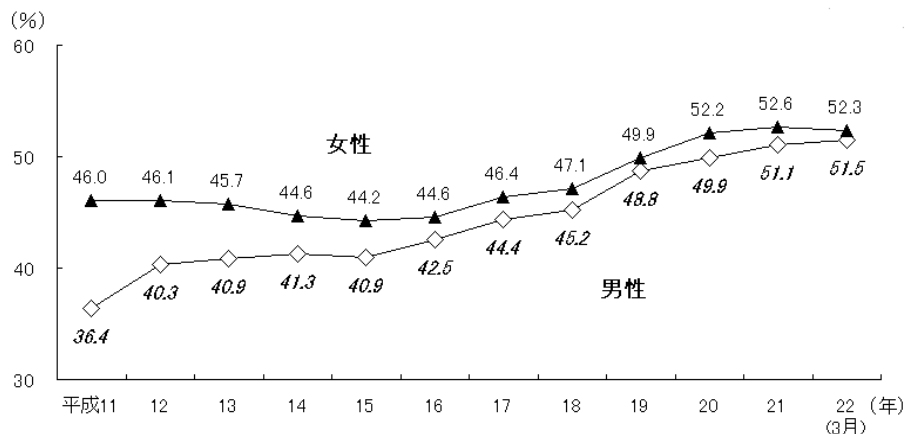
学校教育においては、「平等」と感じる者の割合は、他の分野に比べて相対的に高い結果となっています【図 23 (p24)】。引き続き、日本国憲法及び教育基本法に基づき、発達段階に応じて、人権の尊重や男女平等に関する教育の充実に努めるとともに、子どもたちが将来を見通した自己形成を行い、個性と能力を発揮できるようになるための指導を充実していく必要があります。

女性の大学等進学率をみると男性より高くなっていますが、女性の進学割合が理工系分野で低く、専攻分野にも男女の偏りが見られることから【図 36, 37】、進路指導・就職指導やキャリア教育などを通じて、男性向け・女性向けとされる職種にとらわれることなく主体的に進路選択を行えるよう、職業意識を醸成していくことが重要です。

また、男女が健康状態や性差に応じて適切に自己管理を行うための健康教育や性教育を推進していくことが重要です。

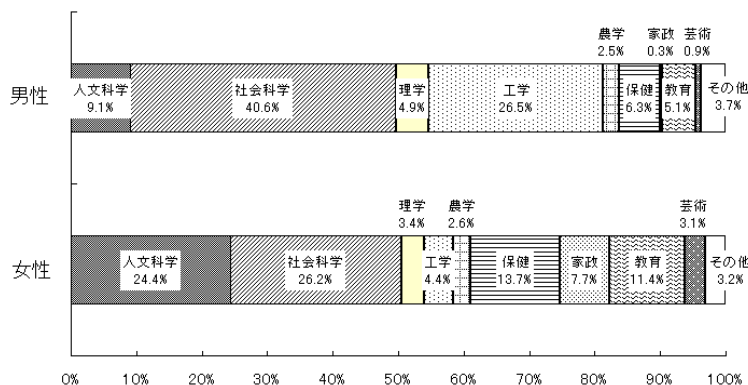
さらに、子どもの頃から男女共同参画の意識を育むためには、家庭教育が大きな役割を果たしていることから、子どもに対して性別による固定的役割分担意識を持たせるようなしつけや子どもに影響を与える親の意識、生活態度を見直すよう働きかけを進めていく必要があります。

【図 36】 高等学校卒業者の大学等進学率の推移（茨城県）



(出典) 学校基本調査（県統計課）（各年 5 月 1 日現在）

【図 37】 高等学校卒業者（平成 22 年 3 月）の大学進学者の学部別比率（茨城県）



(出典) 県教育庁総務課調べ

【施策の方向1】子どもの頃からの男女共同参画の理解促進

1 子ども、若い世代に対する意識啓発

子どもや若い世代に対し、男女共同参画の理解促進や意識啓発を推進します。

2 学校教育の充実

児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女平等や男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さについて、社会科、家庭科、道徳、特別活動など学校教育全体を通じた指導の充実を図ります。

3 進路指導・就職指導の推進

性別による固定的役割分担意識にとらわれることなく、児童生徒が自ら生き方を考え、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるための進路指導、就職指導を推進します。

4 キャリア教育の推進

男女共同参画の視点に立ち、将来の生き方を考え、自らの個性を生かし、自らの希望にあった進路を選択できる能力や勤労観・職業観を身に付けることができるよう、ライフコースを見通した総合的なキャリア教育を推進します。

5 科学への関心を高める授業の充実

理工系分野などへの女性の進学や進出を促進するため、児童生徒が科学への関心を高めるための授業の充実を図ります。

6 健康教育及び性教育の推進

男女が健康状態や性差に応じて適切に自己管理できるよう、学校における健康教育及び発達段階に応じた適切な性教育を推進します。

7 国際理解教育の推進

国際化が進む中で、広い視野を持って異文化を理解し、共に生きていこうとする姿勢を育てるため、国際理解教育を推進します。

8 教職員研修の実施

児童生徒に対する人権尊重や男女共同参画社会についての正しい教育・指導を促進するため、教職員に対する研修を推進します。

9 家庭教育の推進

男女共同参画の視点に立った家庭教育を推進します。

10 家族のきずななどの重要性の意識啓発

家族のきずな、家庭の養育力の重要性についての意識啓発を図ります。

【施策の方向2】子どもに関する相談支援体制の整備

1 子どもや親に対する相談体制の充実

子どもや親が気軽に相談できるよう電話相談などの相談体制の充実を図ります。

2 学校における相談支援体制の充実

不安や悩みを抱える児童生徒を支援するため、スクールカウンセラーの設置の促進など、学校における相談支援体制の整備・充実を図ります。

3 被害少年、保護者への支援

少年サポートセンターを中心に被害少年や保護者を支援します。

〔現状と課題〕

福祉，教育，環境，防災，産業振興などの様々な地域課題に対応するため，行政をはじめ，県民・事業者・団体が様々な取組を行っています。地域や地域に住む人々の課題をよりよいかたちで解決していくためには，これらの取組において，男女共同参画の意識を持って多様な人材を生かし，多様な視点を導入していくことが必要です。しかしながら，社会の各分野における不平等感が存在し，性別による固定的役割分担意識も根強く残っていることから，地域の課題解決に向けた取組においても，男女共同参画の重要性が十分認識されているとはいえない状況にあります。

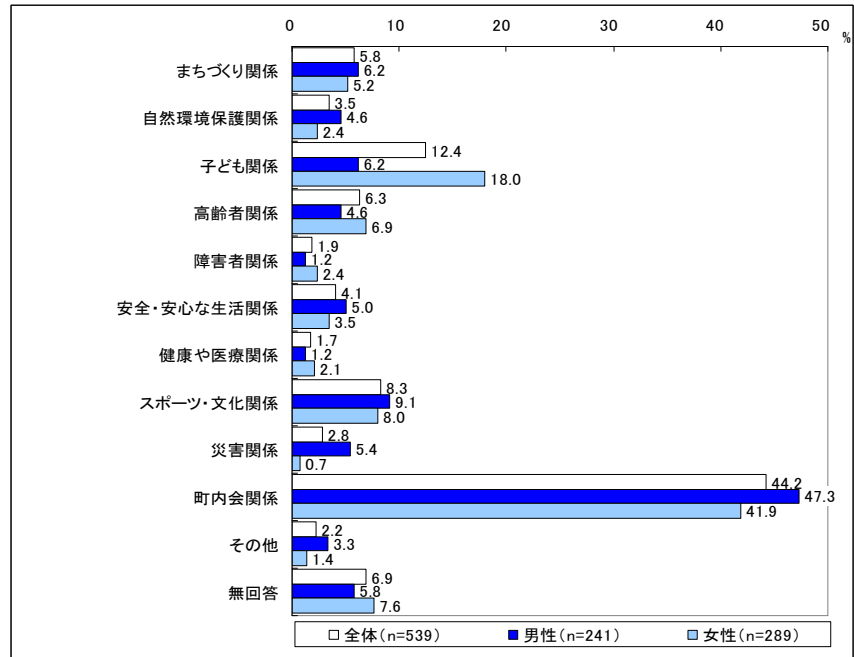
そのため，地域における男女共同参画を一層推進するため，これまでのような男女共同参画の理念の普及や社会参画を促進するための知識習得・意識啓発を更に進めていくことに加えて，地域の様々な課題の解決に向けて，男女共同参画の視点を持って実践的な活動を進めていくよう，県民・事業者・団体に対して働きかけや活動促進のための支援を進めていく必要があります。

県民意識調査によると，地域活動をしている県民は 33.4%となっており，また，地域活動について 39.7%の県民が「今後，地域活動をしたいと思うが，現在はそれに向けた準備はしていない」と考えていることから【図 38】，県民が希望する地域活動に取り組むことができるよう，地域活動を希望する県民の抱える課題やニーズに応じた実践的な相談助言や情報提供を進めていく必要があります。

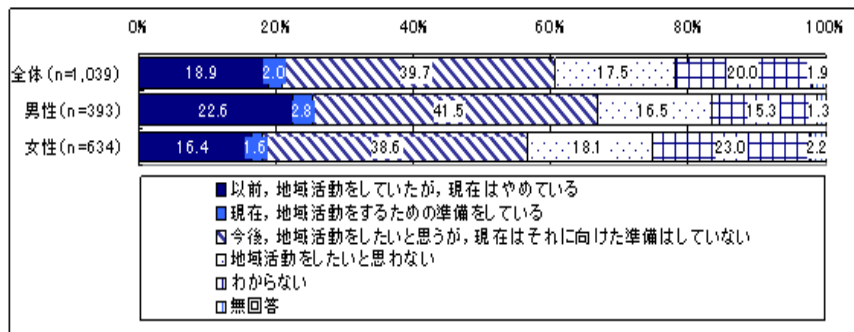
【図 38】 地域活動について

地域活動をしている県民の割合 33.4% (男性 37.3% 女性 30.6%)

地域活動をしている
人の活動内容(分野)



地域活動をする
ことについて



(出典) 平成 21 年茨城県男女共同参画社会県民意識調査報告書 (県女性青少年課)

【施策の方向1】地域における課題解決のための実践的活動の推進

1 県民・事業者・団体等への働きかけや支援

地域課題（福祉，教育，環境，防災，産業振興，科学技術，まちづくり，観光，国際交流・協力など）を解決していくにあたり，男女共同参画の視点を持って実践的な活動を進めていくよう，県民，事業者，団体及び関係機関に対して働きかけるとともに，活動促進のための支援を推進します。

2 地域ネットワークの強化による相談助言・情報提供の推進

県の男女共同参画拠点施設である女性プラザ男女共同参画支援室と市町村，団体及び関係機関とのネットワークを強化し，男女が共に地域活動に参画して，地域の課題解決や実践的活動に取り組むための相談助言やセミナーの開催，先進事例やノウハウなどの情報提供を推進します。

3 県事業との連携・協働

県が実施する事業の連携・協働先である事業者や団体に対して，男女共同参画の視点を持って実践的な取組を行うよう周知を図ります。

【施策の方向2】人材の育成と地域活動への支援

1 実践的活動ができる人材の育成

男女共同参画の視点を持ち，地域の課題解決に向けた実践的活動ができる人材を育成します。

2 女性リーダー，女性の人材育成

地域の課題を解決するにあたり，地域活動の計画づくりや円滑な運営を行うことができる幅広い視野を持つ女性リーダー，女性の人材を育成します。